

下水道受益者負担金・分担金制度

問 営業課 ☎024-932-7666

下水道は、誰でも利用できる公共施設とは違い、その利用は下水道が整備された区域に住む方に限られます。また、生活環境が改善され、快適な生活を送ることができるなど、さまざまな利益を受けるため、こうした利益を受ける方々に、下水道整備費の一部を負担していただきます。(便利な口座振替をご利用ください。)



	受益者負担金	受益者分担金
対象となる土地と受益者	概ね市街化区域で下水道が整備される区域内のすべての土地(田、畑、宅地など)が対象となり、その土地を所有している方	湖南町で下水道が整備される区域内の宅地(下水を流す建物の敷地)が対象となり、その宅地を所有している方
金額	土地の面積1㎡あたり496円	1宅地あたり173,000円
納入方法	5年間で年2回(6・11月)の計10回の分割払い ※初年度の6月に一括納付が可能 ※対象の土地が田・畑・山林・原野の場合、10年間で年2回(6・11月)の計20回の分割払いが可能	5年間で年2回(6・11月)の計10回の分割払い ※初年度の6月に一括納付が可能
減免できる要件	●公道から公道へ通り抜けができる私道である ●受益者が生活保護法による公の扶助を受けている など	●受益者の宅地が集会所用地である ●受益者が生活保護法による公の扶助を受けている など

▶土地の所有者と使用者が異なる場合(使用貸借・賃貸借など)は、双方話し合いの上、受益者を決めて申告いただけます。

▶土地の売買・相続などで受益者の変更があった場合は「受益者変更届」の提出が必要です。登記変更だけでは受益者は変更されません。なお、届け出の日までに納付期限が到来しているものは、従前の受益者に納付いただきます。

負担金等納入のスケジュール

6月上旬に納入通知書を送付します

1期分納付 **6月末まで**

2期分納付 **11月末まで**

初年度のための手続き

4月中旬に申告書用紙を送付します

申告書提出※ **5月中旬まで**

6月上旬に負担金等決定通知書を送付します

※期日までに申告書の提出がない場合には、**土地の登記簿上の所有者に納入通知書などを送付します。**

水道管の冬じたく

問 お客様サービスセンター ☎024-932-7620(給水装置関係)
☎024-932-7641(料金関係)

水道管の凍結・破裂に注意!

冬になると、水道管が凍ったり、破裂したりすることがあります。ご自宅の水道管は大丈夫でしょうか?思わぬ出費を防ぐためにも、水道管の凍結・破裂に注意しましょう。

凍結しやすい水道管

管がむきだしになっていたり、北側にある水道管は凍結しやすいです。
また、風当たりの強い場所にある水道管なども、寒くなると凍結しやすいので、ご注意ください。



凍結を防ぐには

不凍式止水栓がある場合は止水栓を閉め、じゃぐちを開けると水が抜けます。
また、屋外に露出している水道管などは凍りやすいので、布や発泡スチロールなどの保温材を巻き付けると効果があります。



災害への備え

問 水道施設課 ☎024-932-7642

災害時は「自分の身は自分で守る」ことが第一です。普段から水に関する備えをしましょう。

その1 家庭での備え

ご家庭で非常用の水を確保しましょう

飲料水は、1人1日3Lが備蓄の目安です。ポリタンクやペットボトルに水を準備しておくなど、普段から飲料水を確保しておきましょう。



生活用水も準備しましょう

お風呂の残り湯は、トイレに使用するなどの雑用水として利用できます。



給水のための容器を用意しましょう

給水車などから給水を受ける場合、水を入れる容器が必要です。日頃からポリタンクなどの容器を備えておきましょう。



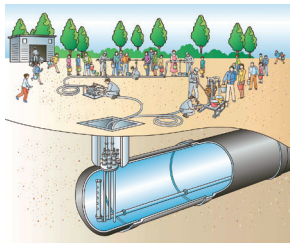
その2 耐震性貯水槽の設置場所を確認しましょう

市内の公園など計15カ所に耐震性貯水槽を設置しています。普段は水道管の一部として使用していますが、緊急時には両側の遮断弁が閉じ、応急給水用の貯水槽となります。緊急時に備えて、設置場所を確認しておきましょう。

耐震性貯水槽設置場所等一覧	
希望ヶ丘団地駐車場	西ノ内公園
芳賀小学校校庭	緑ヶ丘ふれあいセンター駐車場
安積町四ツ長公園	郡山消防署駐車場
行健小学校職員駐車場	郡山駅西口駅前広場
開成山公園西側駐車場	荒井中央公園
西部公園	21世紀記念公園
香久池公園	芳山公園
酒蓋公園	



東日本大震災時の応急給水活動



◀耐震性貯水槽イメージ



※凍結が解消しない場合や破裂したときは、市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。
なお、**修理費はお客様の負担**となります。



凍結してしまった場合

ぬるま湯でゆっくりと溶かしてください。
急に熱湯をかけると、じゃぐちが破裂することがありますので、ご注意ください。



破裂してしまった場合

水道管が破裂したときは、応急手当として、止水栓・水抜き栓(不凍式止水栓)を閉めて水を止め、破裂した部分に布やテープをしっかりと巻き付けてください。

